

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年九月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第三号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和二年九月二十三日			埼玉県ふじみ野市大原二丁目千七百三十五番一、清見一丁目三番二	埼玉県川越建築安全センター